

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8 階
TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyo.org/>
FAX : 03-3501-0203 Eメール : p@kami-suisinkyo.org

年頭のご挨拶

紙製容器包装リサイクル推進協議会
会長 穴水 芳光



2022年の年頭にあたり、新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から当推進協議会の活動に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。おかげさまで当推進協議会も創設以来24年目を迎えることとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響がいまだ残りますが、一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年6月に容器包装リサイクル制度の見直しに関連する「プラスチック資源循環促進法」が成立し、それに伴い産業構造審議会・中央環境審議会の合同会議で審議された「プラスチック資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関するパブリックコメントに、当推進協議会としても意見表明を行いました。また、プラスチック問題の対応に向けサプライチェーンを構成する多くの企業・団体が参加するCLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）における活動や、経済産業省・環境省・農林水産省の三省との直接意見交換等も実施してまいりました。本年も継続し、社会にとって最適な仕組みづくりにつながるよう取り組みを進めてまいります。

3R推進団体連絡会では、昨年4月に新たに自主行動計画2025を発表するとともに、自主行動計画2020の最終年度（2020年度）の実績及び5年間の取りまとめを経団連とともにフォローアップ報告として12月に記者発表をいたしました。

加えて今年も、紙製容器包装の再資源化推進のための調査研究を行うとともに、「紙製容器包装3R改善事例集」の発行等、これらの活動と情報発信により、市民や行政との連携の深化と活動のレベルアップを進めてまいります。

末筆ではございますが、今年が会員の皆様にとって幸多い年となります様、こころからお祈り申し上げます。

以上

本推進協ニュース№.109は以下の内容を御報告します。

- 1 2021年度 第2回理事会の報告
- 2 容器包装3R推進のための自主行動計画2020
5年間の取り組み成果と2020年度フォローアップ報告
- 3 3R改善事例集第15版の完成
- 4 エコプロ2021への出展
- 5 日本容器包装リサイクル協会定款及び再商品化業務規程の変更

1 2021年度 第2回理事会の報告

2021年度第2回理事会が2021年11月15日に開催されて、1) 算定係数及び単価・活動報告、2) 新会員募集／ご加入のお願いについて、3) 自主行動計画2020（2016～2020年度）2020年度（最終年度）フォローアップ報告（案）、3R改善事例集第15版（案）、4) 容リ制度見直し関連動向、プラスチック資源循環の促進等に関する法律、施行令案等に関するパブリックコメント、日本容器包装リサイクル協会定款変更を報告・討議を行い、各議案について承認されました。以下にその概要を報告いたします。

議題1 算定係数及び単価・活動報告

- ・2022年度の算定係数、再商品化実施委託単価及び2021年度抛出委託単価を報告しました。2022年度再商品化実施委託単価は14,000円/トン、2021年度合理化抛出金見込み額は昨年が続いて全素材で0円となりました。

議題2 新会員募集／ご加入のお願いについて（第1号議案）

- ・現在、新たな会員募集活動を行っておりますが難攻しており、引き続き新規会員加入への御協力をお願いし、会員候補の説明をしました。

議題3 自主行動計画（第2号議案）

- 1) 自主行動計画2020（2016～2020年度）
2020年度（最終年度）フォローアップ報告（案）
- ・リデュースの推進：23.5%削減（2004年度比：包装紙・板紙使用量削減）
リデュース目標の国内出荷量は、基準年度（2004年度）比の目標14%（当初目標12%）削減に対し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、最終年度

の2020年度は23.5%（前年度は13.1%）削減と目標は達成、第4次自主行動計画である自主行動計画2025のリデュース目標は15%削減としました。自主行動計画開始時（2006年度）からの累計削減量は2,849千トン（前年度2,356千トン）、売上高を原単位としますと、基準年度（2004年度）比で30.8%（前年度は20.8%）削減したことを報告しました。

- ・リサイクルの推進：回収率25.1%（紙製容器包装の回収率推定のための調査）
回収率目標28%に対し、最終年度の2020年度は行政収集18.5%、集団回収6.6%、合計回収率25.1%（前年度26.6%）となったことを報告しました。第4次自主行動計画である自主行動計画2025の回収率目標は28%に据え置きました。

2) 3R改善事例集第15版（案）

- ・今年度の3R改善事例集第15版の内容及び発行予定を報告しました。

※ 第1号議案・第2号議案について特段異議なく承認されました。

議題4 容リ制度見直し関連動向

- 1) プラスチック資源循環の促進等に関する法律
- 2) 施行令案等に関するパブリックコメント
- 3) 日本容器包装リサイクル協会定款変更

<意見交換>

古紙相場の状況及びプラスチック資源循環促進法・施行令案等に関連して容リ協の定款変更についても意見交換しました。

2 容器包装3R推進のための自主行動計画2020

5年間の取り組み成果と2020年度フォローアップ報告

- ・事業者として取り組む第3次自主行動計画(自主行動計画2020)の5年間の取り組み成果と最終年度となる2020年度の成果発表を12月3日に経団連会館において、報道関係者に向け発表を行いました。報道43社（46名）の参加がありました。
- ・紙製容器包装に係る成果発表の内容は、添付したフォローアップ報告（2020年度実績）を参照願いたいと思います（資料1）。

3 3R改善事例集第15版の完成

- ・総務委員会の活動として、会員の皆様の紙製容器包装の3R事例をご提供いただいて3R改善事例集を2007年度より毎年発行しております。
- ・2021年度は新しい3R改善事例の39件の他に、2018年度から2020年度の3年間の事例集約した「3Rの取組み」を掲載いたしました。また、容器包装3Rのための自主行動計画2020（最終年度）のフォローアップ報告も掲載し、第15版を作成いたしました。
- ・本事例集は、事業者による紙製容器包装の3R改善の取組みの内容や実績を、広く行政や一般の方々に理解してもらうことを一つの目的とし、「3R推進団体連絡会」の自主行動計画フォローアップ記者報告会（2021年12月3日）やフォーラム及び、展示会など市町村や市民団体との連携交流の場などで活用させていただいております。
- ・第15版は、12月上旬に会員の皆様に発送いたしました。追加をご希望の会員様は事務局までご連絡ください。送付の際、内容に関するアンケートも同封いたしましたが、ご意見、ご感想を是非とも事務局までお寄せください。次回以降の編集に向け参考とさせていただきます、有意義で充実したものにしていきたいと考えております。また、今回の制作に多くの方にご協力いただきました。改めて感謝を申し上げます。

4 エコプロ2021への出展

- ・今年度は2年ぶりの現地開催となりました。当推進協議会は、連続17回目の出展となり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の小間にガラスびん、PETボトル、プラスチック容器包装と協同で展示しました。
- ・3日間でエコプロ2021には54,885人が参加しました。
- ・今回の展示は、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、直接展示物に触れぬようアクリル板を設置するなど配慮しました。また、QRコードを読み取れるようにして、必要な情報をスマホなどで確認できるよう、新たな取組みも実施しました。
- ・3R推進団体連絡会においても、例年好評のクイズラリーを中止とし、展示のみの開催といたしました。
- ・3R改善事例集は第15版を配布しましたが、手渡しを中止したにも係わらず3日間で前回の約1.4倍の280部を配布いたしました。

5 日本容器包装リサイクル協会定款及び再商品化業務規程の変更

- ・「プラスチック資源循環促進法」及び「プラスチック資源循環の促進等に関する法律施行令案」等の施行に当たり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の10月の臨時理事会で討議の上、11月の臨時評議員会で「定款」を変更し、12月の定時理事会で討議の上、臨時評議員会で「再商品化業務規程」の変更が承認されました。
- ・公益財団法人の「定款」の変更は、国の承認が必要であり、評議員会の定数の2/3の賛成により承認となりますので容リ協と国との間で事前調整がされ、「容器包装リサイクル法」に基づく指定法人として同法と「プラスチック資源循環促進法」に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するものとなりました。分別基準適合物の再商品化の文言は目的からは削除されました。
- ・「再商品化業務規程」は「容器包装リサイクル法」に基づくものであり、「プラスチック資源循環促進法」では業務規程の作成が義務付けられていないため、10月の「再商品化業務規程」変更案では選別一体化の「認定スキーム」については再商品化業務の特例として追加されましたが、製品プラに係る「委託スキーム」は業務規程を設けないとのことでしたので、当推進協議会は法律で指定されていない部分は業務規程を設けないのはダブルスタンダードで公益財団法人として問題ではないかと指摘し、12月の臨時理事会で、「法律施行令」による詳細を確認後、製品プラに係る新たに「業務規程」を設けると説明されましたので実施されることを条件に賛成しました。

《別添資料》

資料1 フォローアップ報告（2020年実績）抜粋、及び冊子

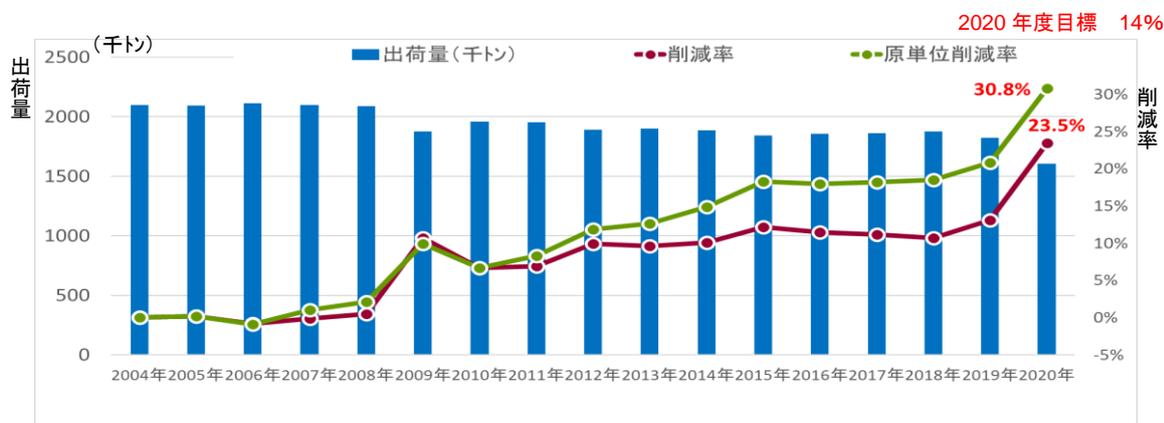
資料2 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会理事会資料抜粋

3. 紙製容器包装リサイクル推進協議会

リデュースの推進：23.5%削減（2004 年度比：包装紙・板紙の使用量削減）

紙製容器包装では、代表的な指標となる容器形態が無いため、日本製紙連合会等の統計情報より包装紙・板紙の国内出荷量を指標としており、自主行動計画 2020(2016～2020 年度)のリデュース目標の国内出荷量は、基準年度(2004 年度)比の 14%(当初目標 12%)削減に対し、最終年度である 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり 23.5%(前年度 13.1%)削減と目標は達成、第 4 次自主行動計画である自主行動計画 2025 (2021～2025 年度)のリデュース目標は 15%削減としました。自主行動計画開始時(2006 年度)からの累計削減量は 2,849 千トン(前年度 2,356 千トン)、売上高※1 を原単位としますと基準年度(2004 年度)比で 30.8%(前年度 20.8%)削減となりました。

※1 売上高：経産省商業動態統計より 売上高＝小売業計－自動車－機械器具－燃料

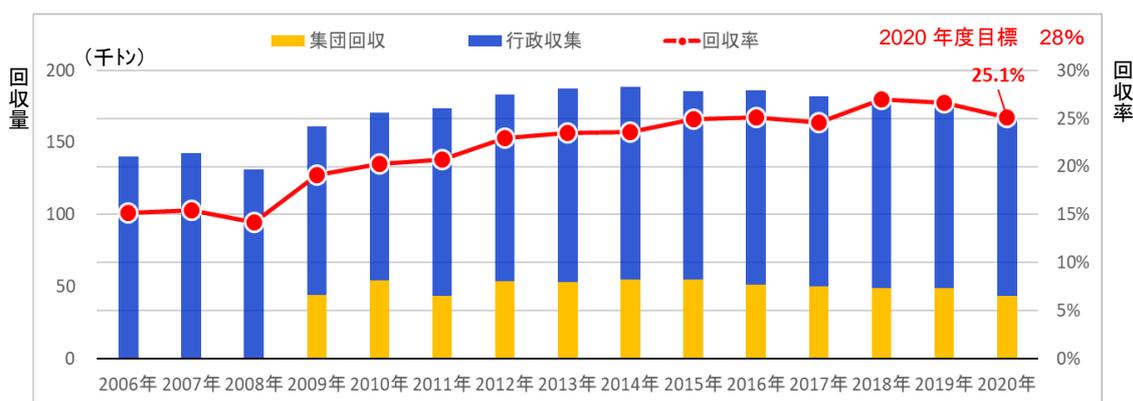


紙製容器包装用途となる包装紙・板紙の削減率及び出荷量の推移 基準年＝2004 年

リサイクルの推進：回収率 25.1%（紙製容器包装の回収率推定のための調査）

紙製容器包装の回収率を推定するため、「回収物の組成分析調査」や市町村への「紙製容器包装のアンケート調査」及び「家庭から排出される紙製容器包装の排出量モニター調査」を実施、紙製容器包装の全国の家庭からの排出量及び回収量を拡大推計し、回収率を算定しました。

自主行動計画 2020(2016～2020 年度)の回収率目標 28%に対し、最終年度である 2020 年度は、行政収集 18.5%、集団回収 6.6%、紙製容器包装合計回収率は 25.1%(前年度 26.6 %)となり、第 4 次自主行動計画である自主行動計画 2025 (2021～2025 年度)の回収率目標は 28%に据え置きました。



紙製容器包装の回収率及び回収量の推移

＜ヒアリング調査・新型コロナウイルス感染症拡大の影響＞

市町村での分別収集実績データが公表されていますが、2020 年度も 3 市で直接、ヒアリング調査を実施しました。2019 年度末より新型コロナウイルス感染症の影響や中国の廃棄物輸入規制の影響を受け、今後も古紙相場が低迷する等、回収率の低下が懸念されます。

＜回収物の組成分析調査 [A]＞

紙製容器包装の資源回収は市町村で様々な方法で実施されています。その資源化回収量算出のため行政収集・集団回収での

- (a)「雑誌・雑がみ」混合回収中での紙製容器包装の構成比
- (b)「雑がみ」分別収集中での紙製容器包装の構成比

などを当推進協議会で独自調査を実施しています。



＜紙製容器包装のアンケート調査 [B]＞

人口 10 万人程度以上の 295 市区を対象にアンケート調査を実施し、292 市区より 2020 年度の行政収集と集団回収の(a)「雑誌・雑がみ」混合回収量、(b)「雑がみ」分別収集量等の回答を得ました。

＜家庭からの排出量モニター調査 [C]＞

家庭から排出される紙製容器包装の排出量モニター調査を 2018 年度に実施、資源回収可能な紙製容器包装の年間排出量を約 66.1 万トンと推定しました。

＜紙製容器包装の回収量 推定＞

[A][B]の調査より、全国の「紙製容器包装」の行政収集量は約 12.2 万トン、集団回収量は約 4.4 万トンと推定し、年間合計回収量は約 16.6 万トンと推定しました。

＜回収率算定＞

「紙製容器包装の回収量」及び「家庭からの紙製容器包装の排出量モニター調査」より、行政収集率は 18.5%、集団回収率は 6.6%と推定し、合計回収率は 25.1%と算定しました。

紙製容器包装 3R改善事例集第15版を発行 ・ CLOMAに参加

実際の商品で実施されている広範囲な 3R の改善事例を会員企業・団体を中心に事例提供をいただき「紙製容器包装 3R 改善事例集第 15 版」を発行、業界全体の環境配慮設計のレベルアップのため、普及啓発に努めています。

2021 年度は「プラスチック資源循環戦略」の「プラスチックから紙、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進」等、直接係わる場所もあり、経済産業省の CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）に参加、環境配慮設計として「紙化」についても 3R 改善事例集に取り上げました。



リサイクル適性を考慮した環境配慮設計の取り組み

紙製容器包装のリサイクルの推進のために

- ①紙箱にミシン目を入れることにより廃棄時に潰しやすくする
- ②紙とプラスチックを分離しやすくする
- ③紙単体の包装設計を行う

などの環境配慮設計の取り組みを進めています。



切り込み点線を入れ潰しやすく



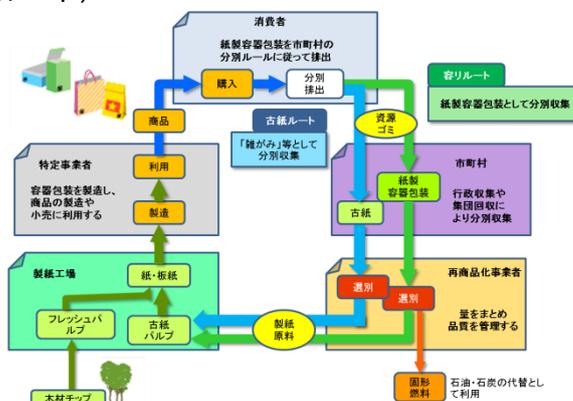
半円形のミシン目

紙製容器包装のリサイクルフロー

紙製容器包装は、2つのリサイクルルートで資源化されています。

1 「紙製容器包装」として分別収集するルート（容リルート）

市町村で紙製容器包装識別マークのついたものを対象に集め、収集されたものの再商品化（リサイクル）は特定事業者（容器包装の製造利用事業者）が、指定法人（(公財)日本容器包装リサイクル協会）に委託して行われます。主に製紙原料に利用され、製紙原料に向かないものは固形燃料等として利用されます。



2 「古紙」として分別収集するルート（古紙ルート）

市町村で従来からの古紙（新聞・雑誌・段ボール等）の回収ルートを利用して主に製紙原料に向く紙製容器包装を集め、製紙原料に向かないプラスチックとの複合品や、匂いのついた箱等が回収対象から除かれます。

紙製容器包装は、「雑がみ」「その他の紙」などの分類で、紙小物類との混合で回収されます。

アルミ付き飲料用紙パックについて自主回収やNPO等の活動を支援

アルミ付き紙パックの自主回収の仕組み作りとして、市民団体との協働による「酒パックリサイクル促進協議会」が設立され、その活動を支援しています。

小売酒販店を主体とした回収拠点「エコ酒屋」は、現在、全国で455店舗の取り組みがあります。また、酒造メーカーで発生する損紙のリサイクルシステムの構築も進められています。

「エコプロ Online 2020」に出展

「エコプロ 2020」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、東京ビッグサイトでの開催が中止となり、「エコプロ Online 2020」としてオンライン開催となりました。

当推進協議会は、3R推進団体連絡会として、児童・学生向けの「エコスタディールーム Online」に出展しました。



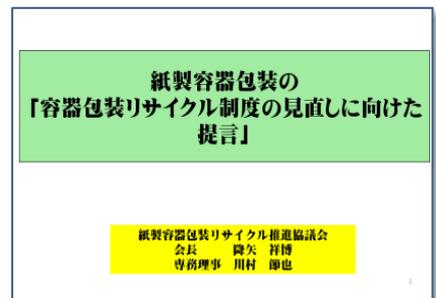
容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言

当推進協議会にて設置した容リ法改正対策委員会において、紙製容器包装のリサイクルにおける課題及び対策を整理し提言案をまとめ、2012年11月20日の理事会において承認されました。本提言において、紙製容器包装の回収量拡大を要望しており、回収量の拡大にあたり紙識別マークの見直しを提言しています。

紙製容器包装の分別収集は、容器包装リサイクル法に従った指定法人ルートと、「雑がみ」として既存の古紙ルートを利用した回収方法があり、市町村の判断により地域の実情を反映した分別収集方法で実施されています。このため、紙製容器包装中の回収対象物と非対象物（難処理古紙）の設定に市町村ごとに違いがあるため、紙識別マークは多くの市町村で利用されていない状況にあります。

また、難処理古紙でも古紙パルプを製造可能な工場が一部あり、製紙原料化の適・不適でも画一的な区別は行われていない状況です。

当推進協議会では、容リ制度見直しの合同審議会において、ヒアリングを受け、紙識別マークの見直しを含む本提言を説明し、2016年5月の「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「紙製容器包装の回収量の拡大の観点からの識別表示の検討を引き続き行うべきである。」と考えられる施策の例として取り上げられました。



以下に当推進協議会の提言骨子を示します。

紙製容器包装の「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」

1 紙製容器包装の収集・リサイクルの推進

- 提言1 紙製容器包装を収集する市町村の拡大を要望します
容リルート「紙製容器包装」分類での収集及び古紙ルート「雑がみ」分類での収集を実施する市町村の拡大を要望します。
- 提言2 紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言します
古紙ルート「雑がみ」分類で収集を実施する市町村の拡大及び紙製容器包装の回収量拡大のために、紙単体紙製容器包装と複合紙製容器包装の区別表示の設定を提言します。
- 提言3 複合品の収集・リサイクルの推進を提言します
複合品も、家庭から排出される容リ法対象の紙製容器包装の約16%（約11万トン：当推進協議会調査）を占め、固形燃料等の有効なリサイクル資源であるため収集・リサイクル推進を提言します。
- 提言4 紙製容器包装の収集拡大のための啓発を要望します
紙製容器包装収集を実施する市町村を拡大するために、紙製容器包装が有効な資源であることを市町村に啓発することを要望します。
- 提言5 今後の制度見直し
紙製容器包装全体のリサイクルシステムのあるべき姿の研究を進めます。

2 容器包装3R制度全体のあり方について

- 提言6 三者の役割分担を維持し取り組みの深化を図ります
- 提言7 主体間連携の強化を図ります

定款の変更（案）について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和3年10月26日

1. 趣旨

去る6月11日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、プラスチック資源循環促進法という。）第32条では、容リ法で規定される4素材の容器包装廃棄物以外に、新たにプラスチック使用製品廃棄物の再商品化（リサイクル）についても、市町村は当協会に委託することが出来ると定められている。また、同法第33条では、市町村は、単独で又は共同して、プラスチック分別収集物のリサイクルの実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができる定められており、同法第35条では、認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装リサイクル法の規定を適用すると定められている。そのため、これらの規定に基づく事業を新たに実施することが可能となるよう当協会の定款を変更する。

2. 今後のスケジュールについて

プラスチック使用製品廃棄物等の再商品化（リサイクル）の開始は、令和5年4月と予定されているが、同運用開始に向けた当協会による準備業務は令和4年度から開始する必要がある。

<今後のスケジュール（予定）>

令和3年10月下旬：臨時理事会、臨時評議員会における定款変更の決議
～11月上旬

令和4年 4月 : プラスチック資源の一括回収・認定再商品化に係る新制度に関する準備業務の開始

令和5年 4月 : プラスチック資源の一括回収・認定再商品化に係る新たな業務の開始

3. 定款変更（案）

主務省との調整を経たもの。10/26の臨時理事会、11/5の臨時評議員会にて案を提示し、変更を決議する。

*赤字が変更案、変更に係る条項のみを記載

現行 定 款	改正案 定 款
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 平成22年 4月 1日施行 平成22年12月10日改正	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 平成22年 4月 1日施行 平成22年12月10日改正 令和 3年11月 5日改正

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」（以下「容リ法」という。）に基づく、特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する諸事業の実施を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当協会は、第3条の目的を達成するために、容リ法第21条に基づく指定法人として、次の事業を、日本全国で実施する。

(1) 特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化事業

(2) 前号の再商品化事業の推進に資するための次の事業

- イ 情報の収集及び提供
- ロ 調査研究活動
- ハ 講演会・説明会等
- ニ 関係機関等との交流及び協力
- ホ その他の普及及び啓発に係る事業等、当協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業の他に、容器包装廃棄物の再商品化に関わる当協会の

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」（以下「容リ法」という。）~~に基づく指定法人として同法に基づく、特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する諸事業の実施を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。~~及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当協会は、第3条の目的を達成するために、容リ法第21条に基づく指定法人として、次の事業を、日本全国で実施する。

(1) ~~容リ法に基づく、~~特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化事業

(2) ~~プラスチック資源循環促進法に基づく、~~市町村からの受託による分別収集物の再商品化事業

(3) ~~前二~~号の再商品化事業の推進に資するための次の事業

- イ 情報の収集及び提供
- ロ 調査研究活動
- ハ 講演会・説明会等
- ニ 関係機関等との交流及び協力
- ホ その他の普及及び啓発に係る事業等、当協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業の他に、~~容器包装~~廃棄物の再商品化に関わる当協会の

<p>目的を達成するために必要な事業を実施する。</p> <p>(再商品化業務規程)</p> <p>第6条 前条第1項に関わる事業の実施については、容り法第24条に基づく再商品化業務規程の定めるところによる。</p> <p>2 再商品化業務規程の制定又は変更は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた上で、容り法の主務大臣(以下「主務大臣」という。)の認可を受けなければならない。</p>	<p>目的を達成するために必要な事業を実施する。</p> <p>(再商品化業務規程)</p> <p>第6条 前条第1項第1号に関わる事業の実施については、容り法第24条に基づく再商品化業務規程の定めるところによる。</p> <p>2 再商品化業務規程の制定又は変更は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けた上で、容り法の主務大臣(以下「主務大臣」という。)の認可を受けなければならない。</p>
--	--

以上

再商品化業務規程の変更（案）について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

令和3年12月2日

再商品化業務規程

平成 8年12月18日制定
平成14年 4月 1日改正
平成18年 4月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
令和 ●年 ●月 ●日改正

（目的）

第1条 この業務規程は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）（以下「容リ法」という。）第24条の規定に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「当協会」という。）の再商品化業務の実施に関する基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 当協会は、再商品化業務を実施するに際しては、容リ法の目的に則り、適正かつ確実な運営を図り、分別基準適合物の再商品化を円滑に実施するように努める。

（用語）

第3条 この業務規程で使用する用語は、容リ法において使用する用語の例による。

（再商品化業務の実施方法）

第4条 当協会は、市町村から引き取った分別基準適合物の再商品化に関して、特定事業者から委託を受け、再商品化に必要な行為を業として実施する者（以下「再商品化事業者」という。）を、公平な方法により選定し、委託することにより業務を実施する。

2. 再商品化事業者の選定は、容リ法第2条第6項の規定に基づき主務大臣の指定を受けた保管施設を単位として、一般競争入札により行う。ただし、再商品化実施方法等により、入札者が限定される場合には、この限りでない。

3. 再商品化された製品（以下「再商品化製品」という。）の販売は、原則として再商品化事業者が

行う。

4. 当協会は、**容リ**法第10条の2の規定に基づき市町村に対して支払う金銭（以下「再商品化合理化拠出金」という。）の支払いを行う。

（委託料金の額の算出方法）

第5条 再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する料金、**及び**再商品化実施契約を締結する再商品化事業者を支払う又は当該再商品化事業者から徴収する料金は、予め当協会が定めた単価に、委託量を乗じて求められる。

2. 再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する特定分別基準適合物の再商品化を実施するための料金の単価は、特定分別基準適合物ごとに、当該年度に当協会が引き取ることが見込まれる特定分別基準適合物を再商品化するために、当協会が支払うことになると見込まれる総額を、当該年度に当協会が再商品化委託の申込を受けることになると見込まれる総量で除して求められる。
3. 再商品化契約を締結する特定事業者から徴収する再商品化合理化拠出金の支払いのための料金の単価は、特定分別基準適合物ごとに、当該年度分の再商品化合理化拠出金として当協会が支払うことになると見込まれる総額を、当該年度に当協会が特定事業者からの再商品化委託の申込を受けることになると見込まれる総量で除して求められる。
4. 再商品化実施契約を締結する再商品化事業者を支払う又は当該再商品化事業者から徴収する料金の単価は、原則として第4条第2項で規定する一般競争入札で決定される。

（特定事業者との委託料金の收受）

- 第6条 当協会は、再商品化契約を締結する特定事業者から、予め申し込まれた委託量に、第5条第2項の規定に基づいて決定された単価を乗じた料金を当該年度に徴収する。
2. 当協会は、前項に加え、再商品化契約を締結する特定事業者から、予め申し込まれた委託量に、第5条第3項の規定に基づいて決定された単価を乗じた料金を当該年度の次年度に徴収する。

（再商品化事業者との委託料金の收受等）

- 第7条 当協会は、第5条第4項の規定に基づいて決定される単価が、当協会が支払うものとして決定された場合は、再商品化実施契約を締結する再商品化事業者に対して、再商品化を行った実績量に、当該単価を乗じた料金を支払う。
2. 当協会は、第5条第4項の規定に基づいて決定される単価が、当協会が徴収するものとして決定された場合は、再商品化実施契約を締結する再商品化事業者から、再商品化を行った実績量に、当該単価を乗じた料金を徴収する。
 3. 当協会は、前項の規定に基づいて徴収した金銭を、分別基準適合物を当協会に引き渡した市町村に拠出する。

(当協会の責任)

第8条 当協会は、再商品化契約に基づき、分別基準適合物を再商品化しなければならない。

(再商品化契約を締結する者の責任)

第9条 再商品化契約を締結する特定事業者は、再商品化契約に基づき、分別基準適合物の再商品化を実施するための料金及び再商品化合理化拠出金の支払いのための料金を、指定された期日までに、指定された方法で支払わなければならない。

(再商品化実施契約を締結する者の責任)

第10条 再商品化実施契約を締結する再商品化事業者は、当協会との再商品化実施契約に基づき、分別基準適合物を、契約で定められた委託料金の、再商品化しなければならない。

(認定再商品化計画に基づく再商品化業務の特例)

第11条 当協会は、特定事業者から委託を受けた再商品化業務のうち、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラ法」という。）第33条第3項の規定による認定を受けた再商品化計画（プラ法第34条第1項の規定による変更又は同条第2項及び第3項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定再商品化計画」という。）に基づく業務については、第4条第1項及び第2項、第5条、第7条並びに第10条の規定にかかわらず、以下の各号に定めるところにより実施する。なお、この条において使用する用語は、プラ法で使用する用語の例による。

一 再商品化業務の実施方法

認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、プラ法第35条の規定により容り法の規定を適用し、当該認定再商品化計画に基づき再商品化を行う市町村及び再商品化実施者と特定事業者の再商品化義務に係る当該プラスチック容器包装廃棄物の再商品化に係る契約を締結し、第三号に関する業務を適正に実施する。

二 委託料金の額の算出方法

再商品化実施者に支払う料金は、認定再商品化計画に記載された単価（プラ法第35条の規定により分別基準適合物とみなされたものに係るものに限る。）に、再商品化実施者が認定市町村から引き取った実績量（プラ法第35条の規定により分別基準適合物とみなされたものに係るものに限る。）を乗じて求められる。

三 再商品化実施者との委託料金の收受等

当協会は、再商品化実施者に対して、認定再商品化計画に記載された単価に、再商品化実施者が認定市町村から引き取った実績量（プラ法第35条の規定により分別基準適合物とみなされたものに係るものに限る。）を乗じた料金を支払う。

四 契約を締結する者の責任

再商品化実施者は、認定再商品化計画及び当協会との契約に基づき、認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物を、第二号で求められる委託料金の、再商品化しなければならない。

附則（平成8年12月18日）

この規程は、厚生大臣、通商産業大臣、大蔵大臣、および農林水産大臣の認可があった日から施行する。

附則（平成14年3月1日）

この規程は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の認可後、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日）

第5条（委託料金の額の算出方法）、第7条（再商品化事業者との委託料金の収受）および第7条の2（市町村への資金の拠出）の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月25日）

この規程は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の認可後、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年●月●●日）

この規程は、環境大臣、経済産業大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣の認可後、令和5年4月1日から施行する。

(公財)日本容器包装リサイクル協会の 再商品化業務規程について

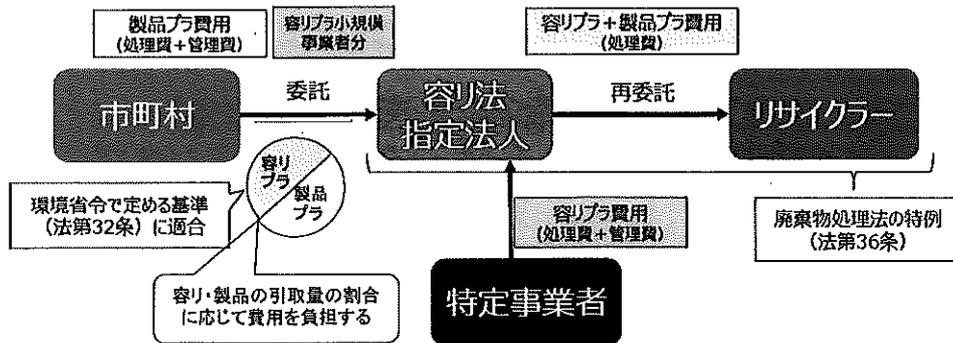
1

「市町村の分別収集及び再商品化」に係る措置の概要

委託 認定

- 市町村は、分別収集物（プラスチック使用製品廃棄物について分別して収集することにより得られたもの。環境省令で定める基準に適合するものに限る。）の再商品化を、容リ法の指定法人に委託することができることとする。この場合に、廃棄物処理法の特例を適用。
- 分別収集物のうち、容リ法上の分別基準適合物については特定事業者が、分別基準適合物以外の製品プラについては、市町村が再商品化費用を負担する。

指定法人委託スキーム（法第32条）



※容リプラ=容リ法第2条第4項に規定する容器包装廃棄物
製品プラ=新法第32条の環境省令で定める基準に適合する分別収集物のうち、容リプラ以外のもの

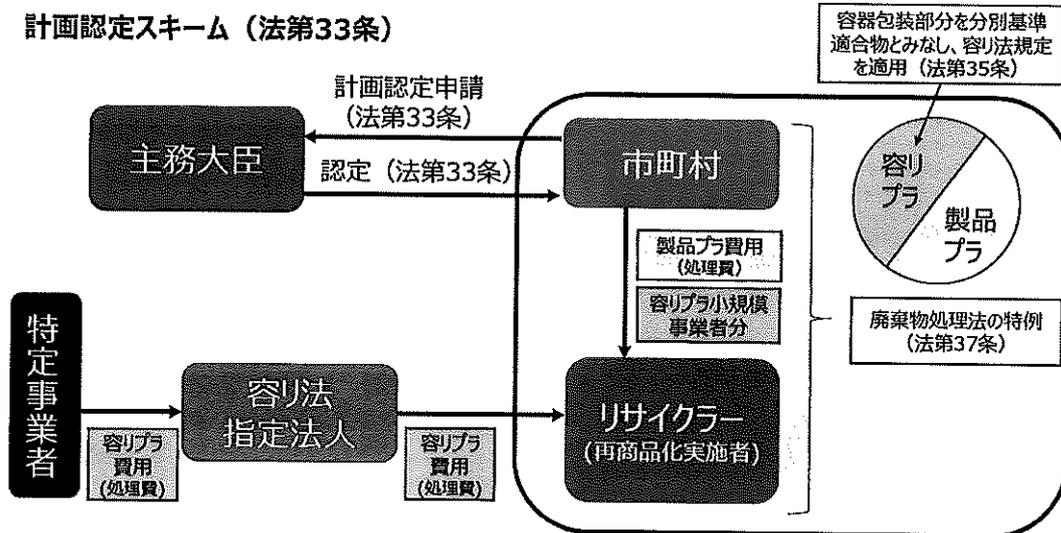
2

「市町村の分別収集及び再商品化」に係る措置の概要

委託 認定

- 市町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、容リ法及び廃掃法の特例を適用。これにより、中間処理工程の省略を可能とする。
- 費用負担については、委託スキームと同様の役割分担。

計画認定スキーム（法第33条）



3

定款(令和3年11月5日改正)に記載する当協会の事業と再商品化業務規程

(事業) * 赤字が改正点

第5条 当協会は、第3条の目的を達成するために、容リ法第21条に基づく指定法人として、次の事業を、日本全国で実施する。

(1) 容リ法に基づく、特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化事業

(2) プラスチック資源循環促進法に基づく、市町村からの受託による分別収集物の再商品化事業

(3) 前二号の再商品化事業の推進に資するための次の事業

～以下、省略～

① 容リ法に基づく、従来の容器包装(ガラス、PET、紙、プラ)の再商品化事業

② プラ法の第32条に基づく分別収集物のうち、容リ法に基づく、容器包装プラの再商品化事業

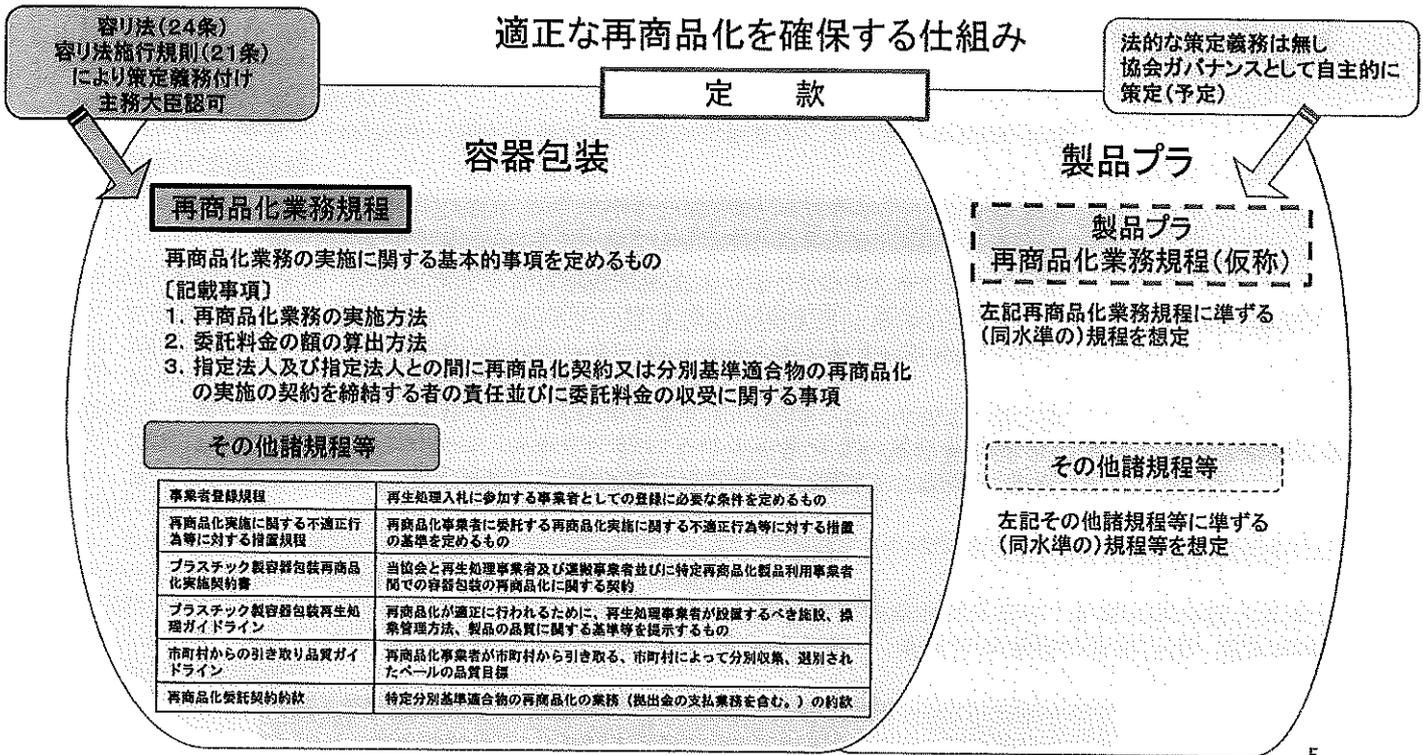
③ プラ法の第33条、35条に基づく、認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物(容リ法を適用し分別基準適合物とみなす)の再商品化事業

プラ法の第32条に基づく分別収集物のうち、製品プラ等の再商品化事業

第5条(1)の事業のうち、新たな②③の事業の実施にあたっては、容リ法 第24条(再商品化業務規程)の規定により、再商品化業務規程を変更し、主務大臣の認可を受けなければならない。

他方で、プラ法には「再商品化業務規程」の定め無く、策定の義務および主務大臣の認可は必要ない。再商品化業務の適正かつ確実な実施を確保するため、法的な要請はないが、容器包装の再商品化と同様に製品プラの再商品化についても、一定の明確な規程を設ける必要があるものと考え。

4



参 考

容器包装リサイクル法 第24条(再商品化業務規程)

(再商品化業務規程)

第二十四条 指定法人は、再商品化業務を行うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令で定める事項について再商品化業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 再商品化業務の実施方法及び委託料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 二 指定法人及び指定法人との間に再商品化契約又は分別基準適合物の再商品化の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
- 三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 四 関連事業者及び一般消費者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化業務規程が再商品化業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その再商品化業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

容器包装リサイクル法施行規則 第21条(再商品化業務規程)

(再商品化業務規程)

第二十一条 法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 再商品化業務の実施方法
- 二 委託料金の額の算出方法
- 三 指定法人及び指定法人との間に再商品化契約又は分別基準適合物の再商品化の実施の契約(第二十七条第三号において「再商品化実施契約」という。)を締結する者の責任並びに委託料金の収受に関する事項 6

プラ資源循環促進法 第三十二条(再商品化の委託)

(再商品化の委託)

第三十二条 市町村は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。第三十六条において同じ。)の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人(第三十六条において「指定法人」という。)に委託することができる。

プラ資源循環促進法 第三十三条(再商品化計画の認定)

(再商品化計画の認定)

第三十三条 市町村は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の再商品化の実施に関する計画(以下この条及び次条第四項第一号において「再商品化計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 再商品化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 分別収集物の種類(分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物(容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。第三十五条において同じ。)が含まれる場合は、その種類を含む。第三号において同じ。)

～以下、省略～

プラ資源循環促進法 第三十五条(容器包装再商品化法の特例)

(容器包装再商品化法の特例)

第三十五条 認定再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用する。

7

プラ資源循環促進法

第三十二条に規定する分別収集物の基準並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令第十五条及び第二十一条に規定する委託の基準に関する省令案(仮称)(令和〇年環境省令第〇号)

(分別収集物の基準)

第一条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(第三号イにおいて「法」という。)第三十二条の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。

二 圧縮されていること。

三 次に掲げるプラスチック使用製品廃棄物以外の物が付着し、又は混入していないこと。

イ 法第三十三条第二項第一号に規定するプラスチック容器包装廃棄物

ロ プラスチック使用製品廃棄物(イに掲げるものを除く。)のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの

四 前号ロに掲げるもののうち、次に掲げるものが混入していないこと。

イ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第一百十二号。第六号において「容器包装再商品化法」という。)第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうち、飲料、しょうゆその他平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第三号第一項各号に掲げる物品であって、同告示第二項で定める要件に適合するものを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が容器包装廃棄物となったもの

ロ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの

ハ 一辺の長さが五十センチメートル以上のもの

五 第三号ロに掲げるもののうち、次に掲げるものが混入していないこと。

イ リチウムイオン蓄電池を使用する機器その他の分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(前号ロに掲げるものは除く。)

ロ 点滴用器具その他の人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの

六 容器包装再商品化法第二条第六項の規定に基づき指定された施設において保管されているものであること。

8